

2 監査第 1 0 3 6 号
令和 3 年 2 月 2 日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 福井 英昭

令和 2 年度定期監査等結果報告に係る組織及び運営の
合理化に資するための意見の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査等の結果に基づいて、組織及び運営の合理化に資するため、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり意見を提出します。

記

1 監査の概要

事務の執行及び財務に関する事務の執行を監査の対象として、定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 4 項）及び行政監査（地方自治法第 1 9 9 条第 2 項）を実施した。

監査期間	監査対象部局
令和 2 年 9 月 8 日～令和 2 年 1 1 月 1 3 日	産業観光部、農業委員会事務局
令和 2 年 1 0 月 1 日～令和 2 年 1 2 月 4 日	会計管理室、上下水道部、市立病院
令和 2 年 1 0 月 9 日～令和 2 年 1 2 月 2 8 日	健康福祉部、こども未来部

2 意見

(1) 債権管理について

ア 債権回収に係る体制整備を検討されたい

債権回収においては、地方自治法や民法をはじめ様々な法律等が関係しており高い専門性が要求され、経験や知識の蓄積が必要である。

については、全庁統一的な債権管理が行えるよう、債権回収業務を執行する専任部署を設けるなど債権回収に係る体制整備を検討されたい。

イ 債権等に係る調定事務が適正か再確認されたい

調定事務に係る指摘については、毎年度の監査時に行っているが、なかなか改善がみられないところである。

今年度については、一部の債権管理において、収入があった時に調定計上しているものがあつた。

については、債権等に係る調定事務が適正になされているか所属長等は再確認をされたい。